

素案に対する景観審議会委員の意見

資料 3

	意見内容	検討結果
1	<p>○各行為に対する助言指・指導については、基準への適合はもちろんであるが、活気ある生き生きとした魅力ある街づくりに資することを念頭に置くなど、大局的な立場に立って当たってほしい。</p> <p>○景観形成重点地区として想定している地域に対しては、行政としても積極的な関与をしていくことが望ましい。</p> <p>○都市景観賞について、従来建築物や工作物等を分けずに選定しているが、例えば建築物（近代的建築物・和風建築物）、広告物、まち並み・植栽等の部門ごとに分けて、それぞれの一位を選定するとしてはどうか。</p>	<p>○都市景観賞の選定方法については、今後の応募状況等を見ながら、景観に対する市民意識の高揚を図るためにより適切な選定の方法を検討していきたい。</p>
2	<p>○景観まちづくりの視点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手入れのされていない空き家やその敷地は、景観的にマイナスのイメージを与える。景観計画や条例において、例えば自治会で草を刈るなどの具体的な対応策を示した方がいい。 	<p>○景観計画では、景観重要建造物に指定された場合、維持管理に係る経費の一部を補助するという制度があるが、単なる空き家の維持管理等については補助等はない。市では、適正に管理をされていない空き家の所有者に対して、建築基準法や空き地の環境保全に関する条例等に基づき、適正な管理あるいは安全対策を講ずるよう連絡や指導を行っているが、個人の財産という面での対応が難しいケースもある。いずれにしても、空き家対策は、まちなみや集落の景観にとって重要な課題であり、関係部署と連携しながら引き続き検討していきたい。</p>
3	<p>○「上田らしい…」という言葉の使い方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P1「上田らしい景観」、P26「上田らしい眺望景観」、P27「新しい時代の上田らしさ」、P30「上田らしさを踏まえた」など、「上田らしい・らしさ」が頻出するが、何をもちょう上田らしいとするのかは共通の認識を持つことが難しく、ややあいまいな表現となってしまう。基本方針を踏まえた景観形成を行っていく中で、上田らしい景観が創造されていくのではないかと。 ・P1、P26は「上田としての」等の表現の方がいいのではないかと。 ・4-3(2)基本方針を、【上田らしさを創造する】基本方針と位置付けるのはどうか。そのように位置づければ、P27、P30の上田らしさは自然な表現になる。 <p>○景観形成重点地区について、モデル的に一地区でも指定して（例えば上田公園回遊型等）景観形成指針等を作成することは急務だと感じている。最近急速に良好な景観が失われてきている。</p> <p>○その他として、審議会では、素案は事前配布されていたので説明は簡単に済ませ、委員の意見聴取にもっと時間を使った方がいいのではないかと。</p>	<p>○「上田らしい…」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P1 <u>地域の個性を反映した「上田らしい景観」</u> ・P26 「上田らしい」眺望景観→「上田市特有の」等の表現に修正する。 <p>・基本方針の位置づけについて</p> <p>基本目標・基本方針については、「景観まちづくりの将来像」を実現するために定めるとしており、その将来像の中で、「良好な景観の形成を図り、この地で暮らし、あるいはこの地を訪れる人々が、上田市の文化や風土を感じ取ることであり、心の風景に残るまちをめざす」としている。基本方針を踏まえて景観形成を行うことが「上田らしい景観」の創造につながるという指摘はそのとおりであるが、そのことも含めて「景観まちづくりの将来像」を実現するための基本方針という位置づけになっている。</p>

	意見内容	検討結果
4	<p>○街路樹について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しなの木通り 剪定が行き届いており周囲の景観にも合っている。 ・木町 ハナミズキの樹高が一定で整っており、プランターには花が植えられているのもよい。 ・秋和踏入線のカインズホームの前の通りは、トチノキが立派に生育しており車で通行していて気持ちがいい。 ・駅前広場の街路樹は樹高がまだそろっていないので手入れをした方がいいのではないかと。また、中央通りは、緑量の少ない街路樹や色あせた旗などがさみしい街の印象を感じさせてしまう。城下町の雰囲気してほしい。 ・千曲川河川敷についてはニセアカシアが茂ってしまっているところがあるので、市民の憩いの場所にふさわしく維持管理をしてほしい。 	<p>○公共施設等については、景観計画の「公共施設等における景観形成について」に示した方針に基づき、地域の歴史・自然等の特性を考慮し、本計画に示す目標・方針・基準に沿ったものとなるよう、施設管理者等と連携を図っていきたい。</p>
5	<p>○景観形成基準 樹種について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の気候風土にあったもの、四季の変化を演出できるもの、とあるが、品種リストのようなものは用意するのか。病害虫の少ない品種などもあるので検討してほしい。 <p>○塩田中学校校舎の建替えに伴う取り壊しや、浦里小学校校舎の焼失などは、残念な出来事だった。上田市の景観計画を策定することで、これから作っていくものと、残していくもの、それぞれが人々の心に残る街づくりに繋がっていくものとなってほしい。</p>	<p>○作成を予定している「景観デザインガイドライン」等に対応したい。</p>

	意見内容	検討結果
6	<p>○景観形成重点地区について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の候補地を更に絞り込み、例えば、別所温泉や鹿教湯温泉を回遊性を生む観光の拠点として位置づけ、小布施や倉敷のように重点的に景観整備を行っていくことは、観光事業面においても重要であると思う。 <p>○景観形成基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推奨色に幅がありすぎて、色彩的な統一が図られるのか懸念される。また、形態意匠の制限にはもっと具体性をもたせて、景観の整備を重点的に行っていくことが重要ではないか。 <p>○7章景観重要公共施設に関する事項、9-6公共施設等における景観形成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在工事中のものも含め、公共施設等のデザインはどのように決められているのか。 <p>○景観重要公共施設とはどのようなものか。その形態意匠は景観形成基準に適合したものになるのか。</p>	<p>○色彩基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩基準については、基調となっている色彩の現況や、周辺のまちなみや自然景観との調和等を考慮して設定している。その上で、これまで伝統的に用いられてきた色彩を推奨色とした。推奨色は多数挙げてあるが、同系色であったり、色調（色のトーン）をそろえるようにしてあり、統一感は図られると考えている。 形態意匠に関しては「景観デザインガイドライン」等でより具体的な部分について対応できるようにしたい。 いずれにしても、実際の行為の届出に当たっては、事前相談等を通じて、個別の行為がその地域の景観に調和するよう助言・指導等を行っていく。 <p>○公共施設等のデザインについては、基本的には工事の事業主体が責任をもつことになるが、景観計画施行後は、「公共施設等における景観形成について」で示した方針に基づいて、公共施設の工事担当者や管理者と連携しながら地域の景観デザインの模範となるよう、良質で秩序ある公共施設を目指す。</p> <p>また、当該行為が、景観計画で規定する届出対象行為に該当する場合は、あらかじめ景観行政団体の長（市長）に対して通知をすることとされており、市は、景観計画に定められた当該行為についての基準に適合するよう国や地方公共団体に協議を求めることができる。</p> <p>○景観重要公共施設は、景観法の規定に基づき、良好な景観の形成に重要な公共施設について、その整備に関する事項を景観計画に定めることができるとされており、具体的には、道路、河川、都市公園などが該当する。景観重要公共施設に指定する場合は、施設管理者、上田市、地域住民やまちづくり団体等と協議会を設立し、施設の整備や改善、管理方針の変更等の際には協議を行うこととしている。なお、その整備や改善等を行う際には景観計画の方針に即して行うこととしている。</p>
7	<p>○P7の図4（河川・山分布図）及びP22の図5（上田市景観計画区域及び景観形成重点地区指定候補図）に自然公園の区域を入れる。また、図5に柳町を明記してはどうか。</p> <p>○市街地の景観形成基準の配置や高さの項目の中に、眺望の視点が無い。特に周囲の山並みへの眺望を確保するという点で。</p>	<p>○自然公園の区域は表記する。柳町だけを抽出して候補としておりませんが、「上田城跡公園周辺、尼ヶ淵、旧北国街道」に含まれております。</p> <p>○配置については、全地域共通の基準の中で、「地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないように配置すること」としている。</p>

	意見内容	検討結果
8	<p>○P65①景観形成重点地区の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県浅間山麓景観重点地域景観計画との連続性について、配慮願いたい。 <p>○P66①景観づくり協定等の締結の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に県知事の認定を受けている県景観育成住民協定の位置づけはどのようになるか。 ・新たに市長が認定する協定の要件と県知事の景観育成住民協定の認定要件との大きな違いはあるか。 	<p>○景観形成重点地区の指定については、景観の連続性についても配慮したい。</p> <p>○景観づくり協定等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在市内で県景観育成住民協定の認定を受けている協定は7つであるが、すべて現在の上田市景観条例に基づく景観協定の認定を合わせて受けている。認定済みの景観協定については、景観計画施行後は「景観づくり協定」の認定を受けたものとみなすため、基本的には県景観育成住民協定の位置づけは従前と変わらない。景観計画施行後の新規の景観づくり協定認定に当たっては、引き続き県と連携、協調して取り組みたい。 ・両者の認定要件に大きな違いはない。